

幸田町談合情報対応マニュアル

平成15年9月3日

平成19年4月1日改正

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報提供者の身元、指名等を確認の上、直ちに総務部財政課（以下「財政課」という。）に通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、財政課へ通報するものとする。

2 報告

財政課は、1により入札談合に関する情報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（様式第1）にまとめ速やかに助役に報告すること。

3 公正入札調査会の招集及び審議

- (1) 副町長は、2の内容の報告を受けた場合には、必要に応じて財政課を事務局とし、副町長を委員長として、町長部局の各部長、教育部長及び消防長を招集し、調査会（以下「公正入札調査会」という。）を開くものとする。
- (2) 委員長に事故あるときは、総務部長が代行するものとする。
- (3) 公正入札調査会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

公正入札調査会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

5 報道機関等との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には財政課を窓口として一本化して対応すること。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、

公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。)

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手続きは、第3に従うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ様式第1により通報すること。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

(2) 事情聴取

公正入札調査会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合には、幸田町競争入札参加者心得（平成11年幸田町要綱第25号。以下「入札心得」という。）第5条の規定を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。又、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合、公正取引委員会への通報にあわせてそれらの写しを提出すること。さらにこの場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第10条に規定より、公正取引委員会への通知を行うこと。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。又、誓約書の写しを公正取引委員会に送付すること。

イ この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしてい

ない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮のうえ、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請のうえ、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ 入札には、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

エ 工事内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、(3)により対応すること。

オ 入札終了後に、入札執行調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ様式第1により通報し、あわせて入札執行調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

イ 事情聴取

公正入札調査会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

ウ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第6条第3号を適用し、入札は無効とする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。さらにこの場合、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定より公正取引委員会への通知を行うこと。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約締結すること。又、誓約書の写し及び入札執行調書の写しを公正取引委員会に送付すること。

(2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ様式第1により通報し、あわせて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

イ 事情聴取

公正入札調査会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。又、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。さらにこの場合、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定より公正取引委員会への通知を行うこと。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

財政課は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報は、様式第2により公正取引委員会との連絡は幸田町名において行うこと。

(2) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報は、様式第2の2によるものとする。又、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において、事情聴取書及び工事内訳書、入札書の写し等を送付すること。又、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定より公正取引委員会への通知を行うこと。

また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、財政課は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会への通報後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。

(4) 一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらか

じめ周知すること。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、財政課の課長・課長補佐・管財主任主査及び担当者等の複数の職員にて行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知したうえ、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、様式3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

5 工事内訳書の提出

工事内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当職員が立ち会い第1回の入札において、全入札者が入札書を提出した後に、積算担当職員が工事内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェック、開札すること。

なお、事情聴取、工事内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事内訳書のチェックを並行して実施することができること。

6 報道機関等との対応

報道機関等との対応において、財政課のみでは十分な対応ができない場合には、公正入札調査会の委員長の指示により総務部企画情報課長が対応すること。

幸田町談合疑義事実処理マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

職員が談合があると疑うに足る事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、直ちに財政課へ通報すること。

2 報告

財政課は、1により談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を報告書（様式第1の2）にまとめ、速やかに公正入札調査会を招集し、報告を行うこと。

3 公正入札調査委員会の招集及び審議

公正入札調査会は、2により財政課からの報告を受けた場合、当該談合疑義事実の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

公正入札調査会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合疑義事実については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。なお、追加談合情報又は談合疑義事実等があった場合には逐次公正取引委員会へ通報すること。

様式第1（第1の2）

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札（予定）日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・ 報道機関 ・ 匿名 ・ その他 役職・氏名等
受信者
情報手段	・ 電話 ・ FAX ・ メール ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容
応答の概要
当該事件の問い合わせ先	

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札（予定）日	年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに 足りる事実を申し出 た職員	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">部 課 係</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 職 名 氏 名 </div> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>
談合があると疑うに 足りる事実を得た根 拠	<hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>
当該事件の問い合わせ先	

注 談合があると疑うに足りる事実を得た根拠しなる資料等についても添付する。

様式第2

幸財第 号
年 月 日

公正取引委員会
中部事務所長

殿

幸田町長

談合情報等に関連する資料について（送付）
幸田町の 工事の入札に係る談合情報等に関連する資料を、別紙のとおり送付いたします。

（事項）

- ・ 談合情報報告書（写）
又は
- ・ 談合疑義事実報告書（写）

様式第2の2

幸財第 号
年 月 日

公正取引委員会
中部事務所長

殿

幸田町長

談合情報等に関連する資料について（送付）

年 月 日付で送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を別添のとおり追加送付いたします。

（事項）

- 1 事情聴取書（写）
- 2 誓約書（写）
- 3 入札調書（写）
- 4 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 5 その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

様式第3

事 情 聴 取 書

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

(職氏名)

事情聴取者

(職氏名)

立 合 人 (職氏名)

日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報(新聞情報)等がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。	

別紙 2

誓 約 書

年 月 日

幸田町長

殿

会 社 名

代表社名

担当者名

今般の

工事の競争入札に関し、幸田町競争入札参加

者心得第 4 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後と

も同規定を遵守することを誓約します。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、幸田町競争入札参加者心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、幸田町競争入札参加者心得第 6 条第 7 号により入札は無効とする。